

令和7年度 姫路市立 家島中学校 いじめ防止基本方針

もくじ

はじめに	1
I いじめ問題に関する基本的な考え方	1
II 未然防止	2
III 早期発見	3
IV 早期対応	8
V ネット上のいじめへの対応	9
VI 組織的対応	10
VII いじめの重大事態への対応	11
VIII 年間計画	20

はじめに

本校は、『自分』・『仲間』・『ふるさと』を大切にし、それぞれの未来をひらく生徒の育成」を学校目標として、「自分事として考え、意欲的に学校生活を送る生徒」（自主・自律）、「仲間とともに互いを高め合う生徒」（協力・協働）、「物事の本質を理解し、正しく行動する生徒」（合理・真善美）、「ふるさとに感謝し、貢献しようとする生徒」（郷土愛・地域参画）の育成を目標としている。「通ってよかった家島中学校・通わせてよかった家島中学校」をスローガンに、生徒一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、人間的なふれあいを通して、個々の生徒の良さや可能性をより発揮できるように指導する。また、教育活動全体を通じて生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努めるとともに、生きる喜びと命の大切さを実感できる教育に努める。特に、重要課題になっているいじめについては、家庭や地域および関係機関等と緊密に連携して対応する。これらを実行していくために『家島中学校いじめ防止基本方針』を定める。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為でありながら、どの生徒にも起こり得ることである。そのため学校・家庭・地域・関係機関等が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ生徒が「いじめをしない人」に育つように、また、「いじめを生まない環境」をつくり出すように取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、全教職員が日々実践すべきことである。

Ⅱ 未然防止

1 発達支持的生徒指導と課題未然防止教育

いじめをしない態度や能力を身につけるとともに、いじめが起こらない学級・学校づくりが重要であり、全生徒の成長・発達を支える視点で生徒指導の計画の作成と実施を行う。

2 人権教育の充実

○生徒に「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させる。

○生徒が他人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

3 道徳教育の充実

○道徳性を培うことで、道徳的実践をより確かなものとし、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめの防止につなげる。

○道徳科を要として培われた道徳性を、生きる力として日常の生活場面に具現化できるよう支援する。授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱う。

4 体験活動の充実

野外活動、トライやる・ウィーク、修学旅行、特別活動、地域行事への参加等を通し、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいを行う。これらにより、生徒に豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となつての心の教育の充実を図る。

5 市民性を育む教育

学校に市民社会のルールを持ち込むことは必要なことである。そのため、生徒のみならず、教職員や保護者、学校に関わる地域の人たちにも市民社会のルールを尊重するよう啓発する。

6 コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

○「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」等、人間関係を結ぶ力や、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を身につけさせる。

○学級活動、生徒会活動等でいじめ防止の取組を自分たちで考え、実施する等、生徒の主体的な活動を通じ、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

Ⅲ 早期発見

1 日々の観察

○休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、ともに過ごす機会を積極的に設け、生徒に安心感を与えるとともに、いじめ発見に努める。

○いじめ早期発見のためのチェックリスト（P 5）、教職員のいじめ対応チェックリスト（P 6、7）を活用する。

○生徒には、日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる。

2 観察の視点

○中学生はグループを形成するとともに、発達の個人差が大きくなる時期でもあり、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。

○気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

3 生活ノート

○生活ノートや情報機器の活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。

○気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

4 教育相談

○日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくり、教職員と生徒の信頼関係を形成する。

○定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備する。また、生徒が話を聞いてもらおうと気持ちが楽になることを実感させる。

5 いじめアンケート（P 4）

○1・2学期中間考査前、3学期期末考査前の教育相談期間に実施することを原則とするが、実態に応じて随時実施する。

○アンケートはその場で記入することが難しい状況も考えられるので、持ち帰り等、実情に応じて臨機応変に対応する。

○迅速かつ個に応じた対応が必要なため、記名を原則とする。

○実情に応じて、スクールカウンセラー等と連携した心の健康観察（ストレスチェック等）を実施する。

いじわるや嫌なことを、みんなからされたり、何度も繰り返されたりした人は、どうしてよいかわからずに、とても苦しい思いやつらい思いをするなど、心や体に深い傷を負います。

皆さんは、学校の友だちの誰かから、いじわるをされたり、嫌な思いをさせられたりしたことがありますでしたか。

これから皆さんに質問するのは、そうした、いじわるや嫌なことをされた体験についてです。

いじわるや嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、学校の友だちの誰かに、次のようなことをされましたか。①～⑩のそれぞれについて、「はい」か「いいえ」に○をつけてください。

年	番	名前	西暦 記入日	年	月	日()
---	---	----	-----------	---	---	------

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたことがある。

(はい いいえ)

② 仲間はずれ、集団による無視をされたことがある。

(はい いいえ)

③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりしたことがある。

(はい いいえ)

④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりしたことがある。

(はい いいえ)

⑤ 金品をたかられたことがある。

(はい いいえ)

⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりしたことがある。

(はい いいえ)

⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりしたことがある。

(はい いいえ)

⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされたことがある。

(はい いいえ)

⑨ あなたは現在、いじめられていますか？

(はい いいえ)

⑩ 友だちがいじわるをされたり嫌な思いをしたりしているのを見たことがある。

(はい いいえ)

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 年 月 日 ()

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |
| ☐ 人を傷つけるような乱暴な言葉が発せられることがある | |

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ おどおどしている | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 表情が暗く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ とくとき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | ☐ にやにや、へらへらしている |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたすらされる |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

教職員のいじめ対応チェックリスト

1 子どもの変化を見逃さないために

記入日 年 月 日 ()

〔自身の行動〕

- ☐ 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- ☐ 子どもの顔を見ながら出席確認をしている（返事の時の声のトーンにも注意を払っている等）
- ☐ 連絡帳・生活ノート等を確認している（筆圧や文字の書き方等の変化を見逃さない等）
- ☐ 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- ☐ 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- ☐ 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- ☐ 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- ☐ 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- ☐ 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- ☐ 養護教員と情報共有をしている
- ☐ スクールカウンセラー（キャンパスカウンセラー）やスクールソーシャルワーカーと情報共有をしている
- ☐ いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- ☐ 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- ☐ 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- ☐ 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- ☐ 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- ☐ 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- ☐ 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- ☐ 教室の子どもの机の中を確認している
- ☐ 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- ☐ 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- ☐ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- ☐ 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- ☐ 生徒指導提要で示された、いじめの対応の基本について、理解している
- ☐ いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- ☐ 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- ☐ 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- ☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- ☐ 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- ☐ 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- ☐ いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- ☐ 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、特別の教科道徳、特別活動等を通して、計画的に指導している
- ☐ 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- ☐ 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている
- ☐ 子どもや保護者との「学校いじめ防止基本方針」の共有に努めている

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- ☐ 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- ☐ いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- ☐ いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- ☐ いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

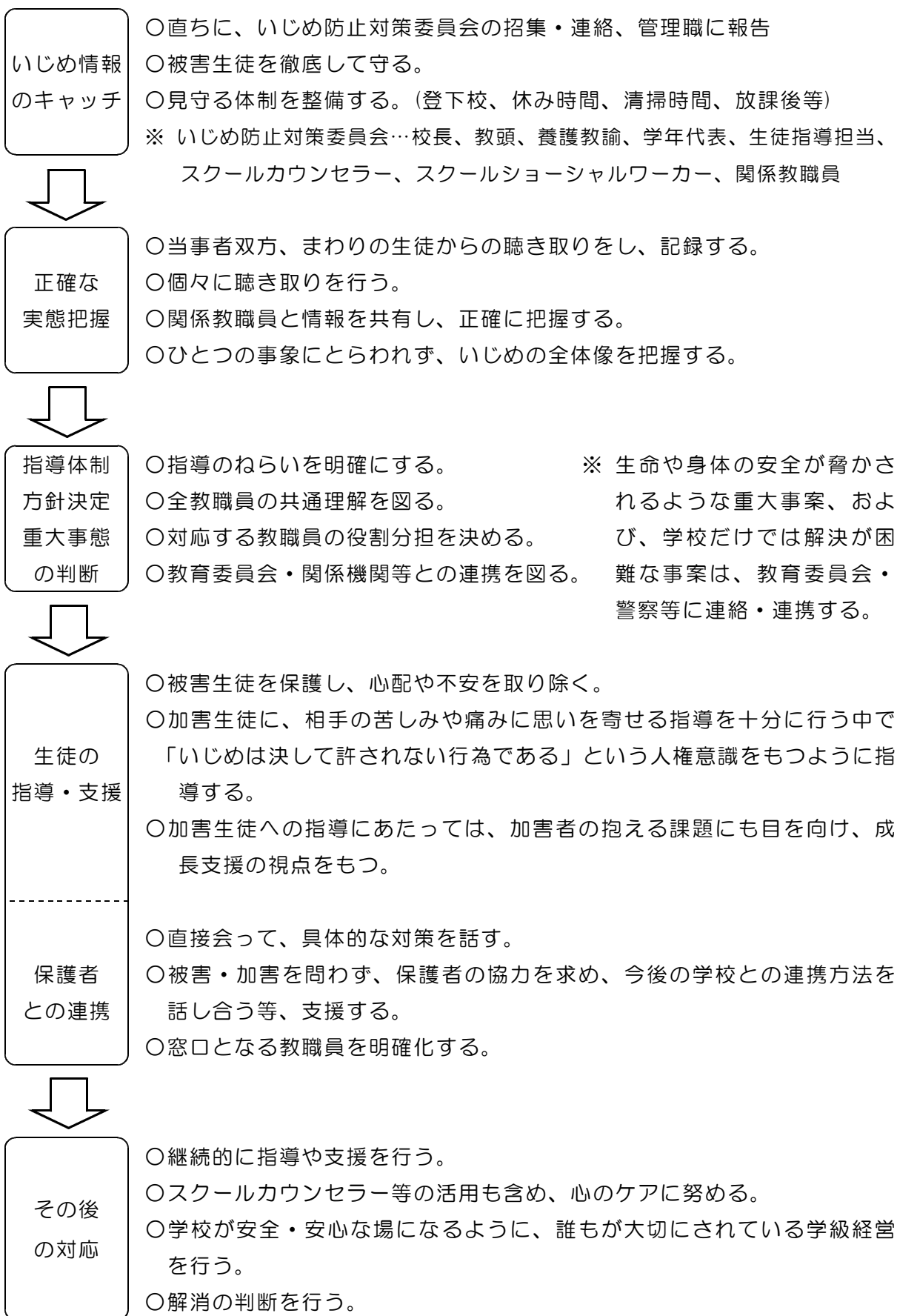
〔計画的実施〕

- ☐ 校内いじめ対応チームの会議を定期的実施している
- ☐ いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- ☐ いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- ☐ いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- ☐ 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて見直ししている

Ⅳ 早期対応

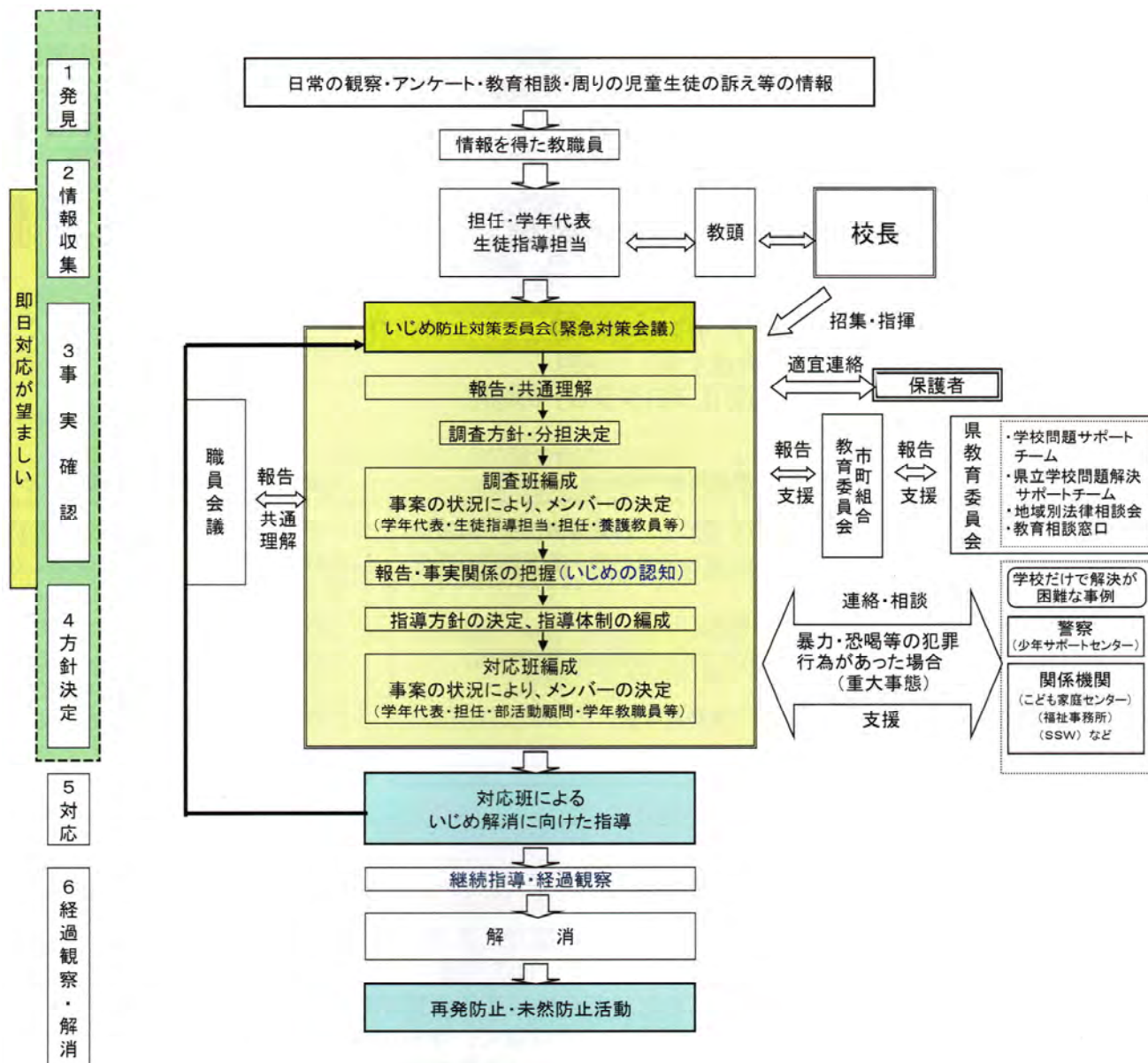


V ネット上のいじめへの対応

- 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導できるよう保護者に対し、啓発を行う。
- 書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を生徒・保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校・保護者では解決が困難な場合は、警察等の専門機関との連携をする。

Ⅵ 組織的対応

- いじめの情報を得た場合は、特定の職員が抱え込まず、学年および学校全体で対応する。
- 校長はいじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、学校として認知するとともに、今後の指導方針を立て組織的に取り組む。
- 学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、その他関係機関、地域等と連携する。また、連携を図るために、管理職や生徒指導担当教員を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換を行う。
- いじめ問題について、全教職員で共通理解を図る。
- 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。
- 初任者等の若い職員に対しては On-the-Job Training を実施する等の配慮をする。



Ⅶ いじめの重大事態への対応 ※ P12～19チェックリスト参照

○いじめの重大事態は、事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」も含め、この段階から対応を開始する。

○重大事態の発生を防ぐため、いじめの対処を丁寧に行うとともに、平時から重大事態に備える。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

発生に関する報告を提出（教育委員会等を通じて国へ）

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

法第28条

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

法第28条

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

調査の開始に関する報告を提出（教育委員会等を通じて国へ）

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

法第28条第2項

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

法第30条

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査報告書を提出（教育委員会等を通じて国へ）

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめの防止等に関する普及啓発協議会資料（文部科学省より）

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告

チェックポイント		チェック	日付
報告内容	地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長	☐	
	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	☐	
	その他（ ）	☐	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存

チェックポイント		チェック	日付
資料例	重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。	☐	
	学校が定期的実施しているアンケート	☐	
	教育相談の記録	☐	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他（ ）	☐	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		☐	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができています。		☐	

◆報道等への対応

チェックポイント	チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	☐	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	☐	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	☐	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	☐	
説明時の録音の有無を確認した。	☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	☐	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

説明日：

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	☐
重大事態として認めた時期について説明した。	☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	☐
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	☐
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	☐
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されと考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	☐
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	☐
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	☐

⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	☐
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	☐
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	☐
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	☐
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	☐
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	☐
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	☐
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	☐

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。

☐

事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。

☐

⑥調査結果の提供

法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。

☐

調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。

☐

関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。

☐

調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。

☐

例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。

☐

公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。

☐

調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。

☐

⑦調査終了後の対応

法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。

☐

重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。

☐

万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。

☐

調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。

☐

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	☐	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	☐	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	☐	

説明日：

関係児童生徒・保護者に対する説明等

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

説明日：

●調査の進め方についての事前検討

チェックポイント		チェック	日付
確認・検討事項	調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。	☐	
	調査の目的・趣旨	☐	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	☐	
	調査方法やスケジュール	☐	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	☐	
	調査結果の公表の有無、在り方	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		☐	

●調査の実施

◆調査全体の流れ

チェックポイント		チェック	日付
確認した事項	調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。	☐	
	学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	☐	
	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
	学校いじめ防止基本方針	☐	
	年間の指導計画	☐	
	学校に設置される各委員会の議事録	☐	
	過去のアンケート、面談記録	☐	
	その他（ ）	☐	
実施した事項	対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。	☐	
	対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。	☐	
	教職員からの聴き取り	☐	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
		☐	
事実関係を整理した。		☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐	
報告書の作成、取りまとめをした。		☐	

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

チェックポイント		チェック
事前説明	聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	☐
	重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	☐
	聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	☐
	法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	☐
	調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘密処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	☐
	聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	☐
	聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	☐
	事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	☐

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

チェックポイント		チェック
経過報告	調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	☐
	調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	☐
	聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	☐

【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	☐
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	☐
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	☐

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	☐

●地方公共団体の長等への報告及び公表

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	☐	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	☐	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	☐	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	☐	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	☐	

VIII 年間計画

- 4月 いじめ防止対策委員会発足、家庭訪問、PTA役員会、修学旅行（3年生）、
民生児童委員情報交換会
- 5月 部活動懇談、愛護育成会総会、いじめアンケート、教育相談、ノースマホ&ゲーム週間、
後援会役員会、合同運動会、少年補導委員会研修
- 6月 トライやるウィーク（2年生）、教育相談、学校評議員会、SC・SSW情報交換会
- 7月 個別懇談、思春期出前講座（3年生）、心肺蘇生法講習会、福祉体験授業、
地域の社会的行事、カウンセリングマインド研修
- 8月 ぼうぜパーロンフェスタ
- 9月 学級弁論、校内弁論、いじめアンケート、教育相談、愛護育成会総会、
- 10月 合同防災訓練、合同音楽会
- 11月 地域の社会的行事、いえしま文化発表会、思春期出前講座（1年生）、
教育相談、ノースマホ&ゲーム週間、少年補導委員会研修
- 12月 学校評価アンケート、個別懇談
- 1月 野外活動（1年生）、個別懇談（3年生）、PTA役員会、SC教育プログラム（3年生）
- 2月 SC教育プログラム（保護者）、学校評議員会、いじめアンケート、教育相談、
ノースマホ&ゲーム週間、愛護育成会総会
- 3月 SC教育プログラム（1・2年生）、学年懇談（1・2年生）、小中連絡会
- ※ ネットトラブル対策講座：2学期実施予定
生活ノートでのやりとり：日常
少年補導委員会活動：毎月2回